

# いじめ防止基本方針



令和5年 2月 3日改訂

所沢市立中央中学校

# 所沢市立中央中学校いじめ防止基本方針

1	目次	2
2	いじめの定義	3
3	いじめの防止	3
4	学校及び教職員の責務	3
5	基本方策	3
6	いじめに防止に関する事	4
7	いじめの早期発見に関する事	4
8	いじめに対する措置	5
9	いじめ対策支援チームの設置	5
10	多面的な相談体制の構築	6
11	いじめ相談窓口	7

# 所沢市立中央中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## 2 基本理念

いじめは重大な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるため、許される行為ではない。いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こりうるという認識に立ち、あらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期対応・解決に全力で取り組み、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないように努め、いじめの防止等の対策を行う。

## 3 いじめの防止

いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許さないという認識に立ち、いじめの未然防止に全力で取り組む。

## 4 学校及び教職員の責務

本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、外部の機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むものとする。本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、解決を図り再発防止に努める。

## 5 基本的方策（学校ホームページへの掲載）

- (1) 「誰もが毎日の生活を笑顔で過ごせる学校」を目指し、生徒、教職員、保護者、地域住民と一丸となって、全力でいじめ防止に努める。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、コミュニケーション能力の素地を養うため、あらゆる教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 学級・学年・部活動等が望ましい集団になるよう指導し、生徒一人一人の自己有用感、自己存在感の涵養に努める。
- (4) いじめ防止対策については、防止・早期発見・措置・再発防止・インターネットを通じて行なわれるいじめについて、基本的な対策を講じる。

## 6 いじめ防止に関すること

### (1) 教職員の取組

- ・ 道徳教育の充実を図り、生徒の豊かな心を育み、「いじめをしない、させない」資質を養う。
- ・ SST（ソーシャルスキルトレーニング）をはじめとした適応指導を計画的に行い、望ましい人間関係を育む。
- ・ 援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない生徒」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配る。
- ・ 学校行事、学級活動等を充実させ、自尊感情を高める。
- ・ 情報モラル教育の充実  
健やか輝き支援室生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、生徒、保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等を活用し、スマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成する。

Ps2019 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～

- 匿名性が高く、容易に書き込みができ、被害者にも加害者にもなりうる。
- いじめの影響が深く長く残り続ける可能性がある。
- 犯罪性が考えられたり、学校だけでは対応が困難だったりする場合には、早い段階で警察等関係機関への相談を検討することも必要である。
- ・ 東日本大震災により被災した生徒等への配慮

### (2) 生徒の取組

- ・ 「生徒会憲章」を基本として、いじめが起きにくいクラスづくりや生徒会が中心となつたいじめ防止への取組等、クラスや学校単位でいじめ問題に取り組む。
- ・ あいさつ運動や積極的にボランティア活動を行う。

### (3) 保護者の役割

- ・ 規範意識を養うことに努め、「いじめ」をしてはいけないことを教えていく。
- ・ いじめから保護するため、加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等を行う。（報告・連絡・相談）
- ・ 関係機関と協力し、いじめの防止等の対策に取り組む。

## 7 いじめの早期発見に関すること

### (1) 教職員の取組

- ・ 生徒からの訴えを直ちに管理職や担当組織へ報告、相談をし、組織的に対応する。
- ・ スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と教員、養護教諭等が連携し、多くの目で子供たちを見守る。
- ・ アンケートでは本音を書かない生徒がいることなど、アンケートの限界も十分認識したうえで実態把握に努める。
- ・ 生徒に関わるすべての教職員は、児童生徒一人一人と信頼関係を築き、生徒を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援を行う。

#### 【学級】

- ・ 子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出すサインをあらゆる機会をとらえてキャッチする。

- ・定期的な生徒アンケートを行う。(年2回)

#### 【学年】

- ・生徒や保護者が相談しやすい環境づくり、信頼関係づくりを行う。
- ・いじめに対して、全職員が毅然とした態度で臨む。
- ・保護者アンケートを行う。

#### 【生徒会】

- ・生徒会が中心となり、いじめ防止に向けて、望ましい人間関係・学級・学校づくりを目指す取組等を行う。
- ・あいさつ運動等を通して、誰もが毎日の生活を笑顔で過ごせる学校を目指す。

#### 【研修】

- ・教職員等は、生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応及び保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する指導力の向上を図る。

#### (2) 生徒の取組

- ・学校、保護者、関係機関へ相談する。

#### (3) 保護者の役割

- ・子供の観察及び学校との連携を密にする。(報告・連絡・相談)
- ・子供が悩みを相談できるような雰囲気をつくる。

## 8 いじめに対する措置

#### (1) 教職員の取組

- ・複数の教職員により速やかに事実確認を行う。
- ・被害生徒の保護者、関係機関と連携して対応にあたる。
- ・再発防止のため、加害生徒への事後指導を行う。
- ・個人情報適切に管理する。
- ・いじめる側の児童生徒に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の働きかけを行う。

#### (2) 生徒の取組

- ・生徒が主体的にいじめについて考え、「いじめは許さない」という雰囲気づくりをするとともに、改善に向けた行動を自ら進める。

#### (3) 保護者の役割

- ・被害生徒ならびに加害生徒と学校が連携して改善を図るように努める。

#### (4) いじめ問題に対応する体制の整備

- ・学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題が発生した時は、有識者も加えた相談体制を整える。また、積極的な小・中の校種間連携や情報交換を実施する。

#### (5) 重大事態への対応

- ・いじめ重大事態の調査については、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、適切に対応する。

## 9 いじめ対策支援チームの設置

学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策支援チーム」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラー

(2) 活動内容

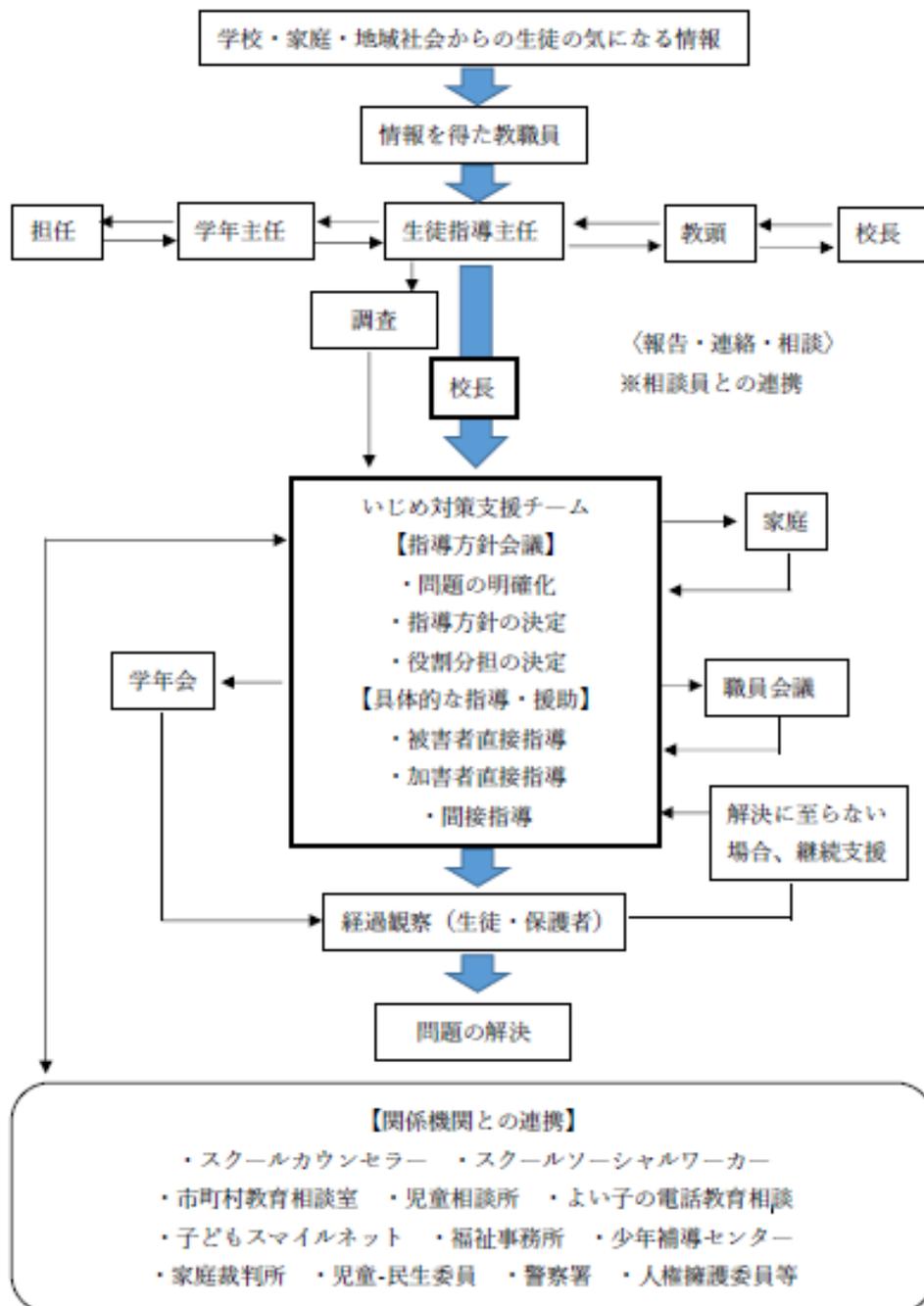
- ・いじめの実態調査、アンケート調査やいじめに関する研修の立案・実施
- ・いじめの防止、早期発見早期対応、解決等の必要な事項

### 10 多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、必要に応じて関係教職員の参加を求める。また、校内で組織する委員会に校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解消するための包括的な体制を整えます。

通常はいじめの防止・発見の取組を評価し改善点を明らかにする活動を行う。

#### いじめ問題への組織的対応図



## いじめ相談窓口

所沢市立教育センターの教育相談室や健やか輝き支援室、いじめホットラインをはじめとする市の相談窓口や、県のいじめ相談機関について、学校を通して毎年度すべての児童・生徒に配布するとともに、校内掲示を徹底する。なお、学校及び教員への不信感等から学校関係機関への相談を躊躇する場合もあることから、その他、様々な相談機関を児童生徒や保護者に周知するとともにその積極的な活用を促す。

<主な相談先一覧> ※令和4年8月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容等
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 毎月10日 8時～翌11日 8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日 (通話無料)	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金 8時30分～16時15分	こどもの養育、性格行動・しつけ、非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたがらない、気になる言動がある
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日、24時間受付	いじめなど子供のSOS
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待などの人権問題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい時など
所沢市あったかサポート	04-2968-3960 月～金 9時～17時	子育て、健康など
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保)048-556-0874 (子)0120-86-3192 ★24時間	いじめ、不登校、学校生活など
所沢市立教育センター (教育相談室)	(保)04-2924-3333 (子)04-2924-3334	子供に関する幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン(所沢市教育委員会健やか輝き支援室)	04-2998-9099 月～金 8時30分～17時	いじめなど

子どもスマイルネット	048-822-7007 毎日10時30～18時	いじめ、虐待、体罰等
親と子どもの悩み事相談@埼玉	スマートフォン、タブレットで2次元コードを読み取る 月～金 9時～21時 土日祝日 9時～17時	さまざまな悩みに寄り添う

